

福知山市情報公開条例の一部を改正する条例（案）に関するパブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの概要

募集期間

令和4年9月29日（木）～令和4年10月28日（金）

募集結果

2件（意見提出 2名）

寄せられた意見（主旨）	市の考え方（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開は、「黒塗り」を多用し隠蔽が多い。理由として、企業秘密を優先すると言われているが、自ら都合の悪い事を隠蔽する為ではないのか。 ・ 過去に市から提供された資料に市が事業者と面談した事実が書かれており、その議事録を開示請求したが、不存在だった。都合の悪い事を隠蔽する手段として、面談が行われていないか調査してほしい。また、議事録として残されない理由を明らかにしてほしい。 ・ 情報開示の目的は市が行ってきた事業の経緯について、市民に対して明らかにする為だと思っている。問題点については、どのような意見交換がなされ、結論に至ったかをオープンにする事は当然である。 <p>※上記の内容は、要約としてまとめ、掲載をさせていただいております。</p>	<p>いただいた御意見は、今回のパブリックコメントの趣旨とは異なるものでありましたが、返答可能な御意見について、お答えさせていただきます。</p> <p>開示にあたり一部を黒塗りとしているのは、条例第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するためであり、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、個別の調査の依頼につきましては、別途開示決定に対する審査請求や、個別の御相談をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>また、情報公開の目的は御指摘のとおりと考えており、今後も、条例にならい情報公開制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
<p>情報開示請求数が年々増加しているのは福知山市に限られた事ではない。他の業務への影響等を踏まえ、15日を30日と改正し、請</p>	<p>本市の現状では、条例において権利の濫用についての規定はなく、一般法理と令和元年6月1日から施行された情報公開請求における権</p>

求数が減少した段階で元の15日に改正するという選択をされている行政もある。繰り返し重複請求をする等という事を「権利の濫用」と捉えていたら、今後益々高齢化していく市民に的確に対応していけるとはとても考えられない。論点は何故増加したかであり、市政に対する不信感の増加と捉えるべきである。そのような行政に「濫用請求として却下する」判断力があるとも到底思えない。また悪くいえば、却下の濫用により市民の「知る権利」を奪う事にもつながりかねない。

(改訂) 情報開示請求における権利濫用請求の取扱指針(案)の中で、「また、本来的に交付すべき文書であれば、公文書開示請求によらず交付されるものである。」とあるが、私の知る限りでは文書ではなく口頭でしか対応されていない。見直すべきは情報公開条例ではなく、高齢化する市民に対していかに分かり易く、聴覚のみならず視覚で理解してもらえるか工夫する程度の事ではないかと思う。

利濫用請求の取扱指針(以下、取扱指針)に基づき、本市の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱するような開示請求を権利の濫用に当たるものとして、取り扱ってまいりました。今回の条例改正につきましては、権利の濫用について、明文化する事で、本市の実施機関が権利の濫用に当たる決定を濫用する事のないよう制する効果を見込んでおり、今回の改正が市民の知る権利を奪う事につながらないと考えています。また、条例に明記することと取扱指針により具体的な事例を挙げる事で、その対応をより市民に分かりやすく説明できる効果があると考えます。

しかしながら、情報公開制度に限らず、本市の行う事業やサービス等を市民の方々により理解してもらえるような工夫を模索していく必要性は考えております。いただいた御意見を踏まえ、幅広い年代への対応を含め、より多くの市民の皆様に御理解と信頼を得られるよう、日々の業務に努めてまいりたいと考えております。